

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.47

南アフリカ – 地理的表示に関する法律

南アフリカでは、地理的表示（GI）保護に関する重要な動きがあった。

南アフリカにおける従来の GI 保護は、やや場当たりのなところがあった。蒸留酒に関してはずっと前から GI に対する保護が存在していた。従って、例えば「Champagne」（シャンペンの産地であるフランスのシャンパーニュ地方）のような GI の不正使用、模倣、又は同地方を連想させるような表示の使用は（蒸留酒の原産地に関する虚偽表示や欺罔的な表示を含めて）同国では禁じられている。

しかし、農産物の GI に対する南アフリカの保護は、より限定的なものであった。農産物に関する GI の保護は、「商品表示法」（Merchandise Marks Act）と呼ばれる法律に基づいて認められてきた（これは現在でも同様である）。同法によってフェタ（Feta）、ゴルゴンゾーラ（Gorgonzola）等の名称は以前から保護されており、南アフリカにおいてこれらの名称を用いることが認められるのは、実際にギリシア（フェタの場合）やイタリア（ゴルゴンゾーラの場合）を原産地とするチーズのみである。

しかし、今後は「農産物規格法」（Agricultural Products Standards Act.）に基づいて特定の名称を GI として保護することが可能になる。農産物の品質、定評その他の特徴が本質的に特定の地域に由来するものである場合、南アフリカ、外国、特定の地方又は地域の一地区を原産地とする農作物を識別させるための名称（GI）の保護が可能になるのである。

こうした情勢の結果として、ルイボス茶（Rooibos tea）やカルー産ラム肉（Karoo lamb）のような周知の南アフリカ名を保護することも、今後は可能になる。さらに、紅茶の Darjeeling（インド産）や *huile d'olive de Haute-Provence*（フランス産オリーブ油）のような外国名の登録も可能になる。

この新たな保護形態は、「商品表示法」の下で現在提供されている保護よりも適用範囲が広い。例えば、「農産物規格法」に基づき「フェタ」や「ゴルゴンゾーラ」といった名称を GI として登録すれば、GI の模倣又は GI への間接的言及に対する保護が関連の生産者に与えられることになる。

「農産物規格法」には、GI の登録について以下の 3 つの具体的なカテゴリーを定めた規定がある。

- 南アフリカの GI
- 外国の GI
- 国際協定の一部をなす外国の GI

南アフリカの GI および外国の GI の登録には一定の条件が課されるが、これらの条件は極めて面倒なものとなりうる。これに対し、国際協定の一部をなす外国の GI は、当該国際協定に基づいて直ちに登録されることになる。

農産物に関する GI の登録出願を行う場合、以下の事項を願書に記載する必要がある。

- ・ 当該 GI が一定の禁止事項に違反していないことを示す証拠。前記の禁止事項の一例を挙げれば、GI は一般的な名称であってはならない。また、同一又は類似の農産物に関して南アフリカで使用されている商標と同一又は類似のものであってはならない。
- ・ 当該農産物の一定の仕様（農産物の種類等）および当該農産物の原産地が登録対象の地域であることを示す証拠。
- ・ 登録対象となる地域の定義。
- ・ 農産物の品質又は特徴と登録対象となる地理的環境との関連性を立証する情報。

多くの農業生産者は今回の動きを歓迎するだろう。GI の保護が保護対象の製品に関する商業活動の拡大をもたらすことは周知の事実である。特に、GI が保護された結果として市場価格の上昇が起こることがしばしばある。消費者たちは、特定の地域の評判に伴う品質保証があれば値段が多少高くても構わないと考えるからである。

GI の登録は、重大な権利を登録者に与える。GI の権利者は、登録された GI が南アフリカ国内において登録対象外の類似農産物に関して使用された場合、当該 GI の直接的・間接的な商業利用をすべて阻止することが可能になる。さらに、登録された農産物に類似していない農産物についても、登録済み GI の高い評判に便乗するような GI の使用を阻止することができる。

第 1 号の登録出願の願書はすでに提出されている。「Meat of Origin Karoo」と称する非営利企業が、南アフリカのカルー地域（南アフリカ南部からナミビアにかけての地域）を原産地とする食肉を識別するための南アフリカの GI として「Karoo lamb/Karoolam」という名称の登録を出願したのである。

ケニア — 著作権法の改正

知財関連の有名なブログに最近掲載されたレポートは、「2001 年ケニア著作権法」にまとめられているケニアの著作権法の様々な改正点を取りあげている。これらの改正は、2019 年 9 月に大統領の承認を得た「2019 年ケニア（改正）著作権法」によって導入されたものである。その中でも比較的重要な改正点をいくつか以下に示しておく。

著作物

著作権保護が適用される「著作物」という語の定義が拡張され、既存の著作物の翻訳、翻案、新バージョン又はアレンジが著作物に含まれるとともに、複数の著作物から成るアンソロジーやコレクションも、それらが選別という行為の結果として独自のものである場合には著作物に含まれることになった。

マラケシュ条約

マラケシュ条約はケニアによって批准され、国内法化されている。これは、障害者が著作権保護された著作物にアクセスできるようにするために著作権の例外規定を定めた条約である。

AI 生成によるアートワーク

「アートワーク」という語の新たな定義には、1 人の芸術家の監督下で制作された視覚芸術作品が含まれる。この定義によって、人工知能（AI）によって生成された芸術作品の保護に活路が開かれるものと思われる。

改正法は、著作物登録簿の作成と保管を著作権委員会に義務づけている。同委員会が証明した登録簿の抄本は、訴訟において証拠として認容される。

この登録プロセスがどのように機能するのか、過去の（既存の）著作物にも適用されるのか否かという問題については、正確なところはまだ明らかになっていないようだ。登録は単に著作権者を助ける一手段と想定されており、登録が著作権発生要件となるわけではない、というのが衆目の一致するところである。もちろん、これは非常に重要な問題であるため、今後の展開をしっかりと見守っていく必要がある。

ISP に関する責任阻却範囲

改正法は、インターネットサービスプロバイダー（ISP）に関して侵害責任が阻却される範囲を定めている。一定の要件が満たされている場合、ISP は著作権侵害に関する責任を免除されるのである。上記の要件には、ISP は送信されるコンテンツ又は素材を宣伝・推奨してはならないという条件が含まれている。

削除通知

改正法には削除通知に関する規定が設けられている。削除通知を申請する者は、侵害された現実の権利を明確に特定する必要がある。悪意による削除通知は犯罪とされる。

フェアディーリングおよびフェアユース

学術研究、私的な利用、批評又は評論、現存する事実の報道を目的とした著作物の使用については、フェアディーリングおよびフェアユースに基づく著作権の例外規定が存在する。

集中管理

改正法には、著作権の集中管理団体（CMOs : Collective Management Organisations）のコーポレートガバナンスについて定めた広範な規定が設けられている。

フォークロアは著作権法の対象外となる

フォークロアは著作権法の適用範囲から除外され、「伝統的知識および文化表現の保護に関する法律」（Act for Protection of Traditional Knowledge and Cultural Expressions）と呼ばれる法律によって規定されることとなった。同法に定義された「伝統的知識」および「文化表現」という語は、フォークロアを含むとされている。

サントメ・プリンシペー新たな知財立法

アフリカ大陸の一部をなす大西洋の小さな島国サントメ・プリンシペでは、知的財産法の改正が行われた。旧法である「産業財産法」（2001年法令第4号）（Industrial Property Law 4/2001）に代わるものとして、「産業財産法典」（2016年法令第23号）が施行されたのである。実は新法は2017年1月19日付で発効していたのだが、その情報が明るみに出たのはごく最近のことである。新法の比較的重要な特徴を以下にいくつか掲げておく。

- ・ 新法は、PCT、ハーグ協定、マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）およびバンジュール議定書（ARIPOの商標に関する議定書）に明示的に言及しており、それにより上記の協定を通じて同国で取得された登録が有効であることを明らかにしている。

- ・ 新法には、実用新案や半導体の回路配置の保護に関する規定がある。
- ・ 新法では、知的財産権の侵害に対する刑事罰が規定されている。
- ・ 新法は、当局の決定から 3 か月以内に行われる不服申立に関する規定を設けている。しかし、暫定拒絶に対する不服申立の場合、1 か月以内に申立書を提出しなければならない。
- ・ 新法には、すべての決定は公開されなければならないと明記されている。
- ・ 特許法については、強制実施許諾の導入を含むさまざまな改正がなされた。
- ・ 商標に関しては、商標という概念が新法では拡大され、立体商標（製品やパッケージングの形状）および音の商標に明示的に言及した規定が設けられた。単一の色だけでは商標の要件を満たさない旨が同法に明記されている。
- ・ 新法には商標の電子出願に関する規定があるが、電子出願のシステムはまだ稼働していない。
- ・ 商標出願は審査され、絶対的拒絶理由（本来的な登録可能性）と相対的拒絶理由のいずれによっても拒絶される可能性がある。相対的拒絶理由の場合、周知商標又は有名商標に基づいて出願が拒絶されることがある。
- ・ 商標出願の公開と異議申立に関する規定が設けられている。新法は異議申立の期間を 3 か月と定めているが、実際にはこの期間は 90 日である。
- ・ 商標の登録期間を登録日から 10 年と定めているが、実際には登録期間は出願日から起算されている。更新期間も同じく 10 年である。登録失効後の救済措置に関する規定が存在する。
- ・ 商標の使用許諾（ライセンス契約）は排他的な契約であってもよい。ライセンス契約には品質管理に関する規定が盛り込まれていなければならない。また、この契約は登録を要する。実施権者による商標の使用は商標権者による使用と見なされる。
- ・ 商標登録の無効化（取消）に関する規定が設けられている。これには 5 年以上の不使用による取消が含まれる。

モーリシャス — 国際商標の権利者に有利な判決

最近、モーリシャスで商標に関する興味深い判決が示された。この判決に画期的な法解釈が含まれているわけではない。モーリシャス当局が外国からの投資を誘致しようと躍起になっている現状が如実に現れた判決なのである。外国企業にとって商標保護とエンフォースメントを容易にすることが、同国の戦略の一部をなしているようだ。商標法を利用しやすくするプロセスとして、外国の先例、特に英国（UK）と欧州（EU）の判決や判例をできる限り忠実に踏襲することが求められているようだ。

Shangri-La Tours Ltd v Shangri-La International Hotel Management Limited and the Controller of Industrial Property Office の訴訟において 産業財産裁判所（Industrial Property Tribunal）が 2019 年 10 月 14 日付で示した判決は、外国企業に帰属するさまざまな商標の登録取消を求めた国内企業の申立に関わるものであった。産業財産裁判所は国内企業に不利な事

実認定を行い、外国企業が有する登録の取消を拒絶した。この判決はかなり分かりにくいものであるが、以下のいくつかの点は注目に値する。

- 英国と EU の商標判決や判例に言及した箇所が膨大な数に及ぶこと。
- 同裁判所は、モーリシャスにおける知的財産法の採択をめぐって議会で交わされた論争は「国内に投資フレンドリーな環境を作り出す・・・と同時に、国際コミュニティに対する我が国の義務を果たすという政府の約束を示すもの」だと述べるのが妥当だと考えた。
- 「シャングリラ」(Shangri-La) という語が天国又はユートピアを意味するという認識は十分に定着しているという事実を考慮すれば「シャングリラ」という名称には識別力がないのではないかという争点を審理するにあたり、裁判所は、「シャングリラ」という言葉とともにブランドを形成している商標登録は、被告の外国企業が「(モーリシャスを含む) 世界各国で異議申立を受けることなく」保持しているものであり、その結果、シャングリラという語は新たに異なる意味を獲得するに至っていると述べた。
- 当該外国企業の登録は「公正取引と商業倫理」に反している、と原告の国内企業は主張した。これらの登録は小規模な国内企業に対する理不尽な優位性を外国企業に与えているというのである。裁判所はこの主張を却下した。その際に裁判所は英国の判例を援用したが、この判例は、倫理の問題は単に「商標それ自体に内在する本質」に関係するものであって「出願人の行為に関わる状況や、出願人による商標使用の方法には関係がない」という見解を示していた。
- 自社がモーリシャスにおける社名として「シャングリラ」という文言を採用しており、従って当該文言に関する商標権を取得している、と国内企業は主張したが、裁判所はこの主張を退けた。同裁判所は、会社の登記と商標登録とは明らかに別物であると述べた上で、会社の登記は商標法に基づき社名の使用に関する排他的な権利を当の会社に与えるものではない、と付言している。

被告であった大手多国籍企業にとってはまさに圧倒的な勝利であった。

ウガンダ – 医薬品に関して TRIPS の弾力的措置の実施

ウガンダは ARIPO に加入している。ARIPO とは、アフリカの英語圏の大半に適用されている広域的な制度である。それゆえウガンダは、ARIPO に特許を出願する際の指定国となりうる。ARIPO 事務局が特許付与を決定した場合、指定された加入国には 6 か月の猶予期間が与えられ、この期間内に当該特許は自国領においては無効とする旨を ARIPO に通告することができる。無効事由としては、特許発明がハラレ議定書又は当該国の国内法の規定に基づき特許性を持たないという理由が考えられる。

ウガンダ特許庁は最近、医薬品発明に対する ARIPO の特許付与に対し異議を申し立てた。この異議申立は、後発開発途上国 (略称 LDC) において医薬品に「知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定」(TRIPS 協定) を適用する場合の弾力的措置に関連しているという点で、ウガンダの国内法に基づくものである。医薬品発明を対象とした問題の特許は「2014 年ウガンダ産業財産法」(Ugandan Industrial Property Act, 2014) の第 8 条(3)(f)に基づき特許保護の例外規定とされており、ウガンダ国内において特許は付与されないとウガンダ特許庁は指摘している。この規定は以下のようなものである。

以下に掲げるものは発明とは見なされないものとし、特許保護の対象外とする—(f) 医薬品および治験データは、2016年1月1日まで、又は世界貿易機関の下で「知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定」の管理責任を負う理事会がウガンダ又は後発開発途上国に与えた別段の期間にわたり特許保護の対象外とする。

TRIPS 協定を管理している世界貿易機関の理事会は、後発開発途上国 (LDC) が医薬品を特許保護の対象外とする選択権を有することに当然ながら同意し、この例外規定の実施期間を 2033 年 1 月 1 日まで延長した。こうして、医薬品を特許保護の対象外とするという自らの権利をウガンダが実際に行使していることが明らかになった。それゆえ、医薬品に関する特許を ARIPO に出願する際には、ウガンダを指定国に加えるべきではない。

エチオピア — 模倣品問題

エチオピアにおける模倣品問題を扱った最近の報道レポートは、興味深いポイントをいくつか提示している。

- エチオピア国内で模倣品の被害が最も大きい製品分野は医薬品である。世界保健機関はこの問題を非常に憂慮している。
- エチオピアで販売されている模倣品の多くは中国やインドから持ち込まれており、ドバイ、ジブチ、ケニアを経由してエチオピアに侵入することが多い。模倣品がエチオピアで製造されているケースは稀である。
- エチオピアにおいて模倣品が出回るリスクが最も高いブランドは、同国内で定評のあるブランドや有名なブランドである。その中には中国やインドのブランドも含まれている。
- エチオピアの商標法には周知商標の保護に関する規定があるが、特定の商標が周知か否かという問題を裁判所がどのように判断しているかは不透明である。それゆえ、ブランドの権利者は自社の商標をエチオピアで登録しておく方が賢明である。登録していれば、登録商標の侵害を主張することが可能になるからだ。
- エチオピアには「家主責任」という概念が存在しない。つまり、模倣品販売が行われた土地の所有者に対してブランドの権利者が法的措置をとることはできない。ブランドの権利者は、実際に模倣品を売った者を探し出さなければならないが、この種の人々は往々にして発見が困難である。
- 首都のアジスアベバはエチオピアにおける模倣品取引の多発地帯であり、巨大な屋外市場であるメルカート (Merkato) は特に問題となっている。この市場では、腕時計、宝飾品、電子機器、衣類、パーソナルケア製品、コンピュータ、コンピュータ付属品、履物類、DVD その他の光媒体など、多種多様な模倣品を買うことができる。アジスアベバにあるメルカート以外の市場のうち、大量の模倣品が売られているのはカザンチス (Kazanchis)、ピアッツァ (Piazza)、ショーラ (Sholla) である。

ナミビア — 模倣品問題

ナミビアでは模倣品問題のニュースが大いに喧伝されている。これは、最近では財務省に属する税関当局が模倣品取締において従来よりはるかに積極的な役割を果たしているという事実に

よる。税関職員の主な関心事は知的財産ではなく関税の徴収である。税関職員たちは、中国その他のアジア諸国からの商品輸送やナミビア国内の中国人商店に狙いを定めているようだ。報道によれば、何百万ドルにも相当する模倣品が没収されたという。

こうしたエンフォースメント活動の盛り上がりに対して賛意を示さない人々もいる。商品輸入に携わっている合法的な企業の所有者たちは、税関職員には模倣品と一緒に模倣品でない商品（真正品）まで没収する癖があると主張している。ある時点でナミビアの事業者たちは実際に財務省に押しかけ、自分たちの苦情を公式に記録させようとした。

財務省の報道官は、模倣品でない商品（真正品）も没収されたという主張を否定していないが、この問題についてはすでに対策が実施されたと語っている。また、没収された商品はすべて破棄されると報道官は主張している。報道官のこの発言は、税関職員が貴重な真正品を手に入れる機会として強制捜査を利用しているのではないかという懸念を鎮めるためだと推測する者もいる。

南アフリカ — 模倣品問題

南アフリカでは模倣品の押収が続いている。最近の事例をいくつか以下に挙げてみよう。

- ・ ヨハネスブルグにある **China Multiplex** の倉庫施設を警察が強制捜査したところ、およそ **1,420** 万ランド（米ドルにしておよそ **971,000** ドル）に相当する商品が押収された。押収された商品の中には、タバコ、美白クリーム、電球、靴墨などが含まれていた。
- ・ ヨハネスブルグにある倉庫施設の強制捜査によって、およそ **1,200** 万ランド（米ドルにしておよそ **820,000** ドル）に相当する商品が押収された。ここで押収された商品にはランニングシューズやパーソナルケア製品が含まれていた。
- ・ 大量の荷を積み込んだ車両で販売された商品に関わる摘発作戦では、**500** 万ランド（米ドルにしておよそ **342,000** ドル）に相当する模倣品が没収された。ここでも、押収された商品はパーソナルケア製品であった。

警察の報道官によれば、当局は最近捜査の焦点を違法な露天商を初めとする露天商から製造流通拠点に転じることを決定したが、その効果が現れてきたのだという。同様に、今ではエンフォースメント機関の職員と主要なブランド権利者の両方がエンフォースメント活動に関与しているという事実も、取締の成果に貢献している。

これらの報道記事から見て取れるのは模倣品売買のしたたかな執拗さであり、模倣品の種類を示すリストは今もなお増え続けているようである。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 47

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2019年12月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。